

スタイルプランE-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO動力 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプランE-ZEROは、電源の全量が、当社または当社の関連会社が保有および調達するFIT電源*と非FIT電源（以下、「当該電源」といいます。）により構成されるプランです。また、あわせて当社が非化石証書を調達することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO₂排出量を実質的にゼロとします。

※当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆さまから集めた賦課金により賄われております。

2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし、以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

4. 電源構成・非化石証書の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源および非化石証書の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
なお、2023年度の計画値は、以下の通りです。
電源構成:FIT電源・非FIT電源 100%
非化石証書:非化石証書(再エネ指定) 100%

5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。また、非化石証書の調達状況によっては特定電源価値を付与できない場合や、実質的にCO₂排出量がゼロとならない場合もあります。

スタイルプランE-ZERO 料金表

| 最低料金(最初の15kWhまで) | | 単位 | 料金単価(税込) |
|------------------|-------------------|------|----------|
| | | 1契約 | 377.40円 |
| 電力量料金 | 15kWhをこえ120kWhまで | 1kWh | 22.30円 |
| | 120kWhをこえ300kWhまで | | 26.09円 |
| | 300kWhをこえる分 | | 29.79円 |

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

スタイルプランE-ZEROB 料金表

| 基本料金 | | 単位 | 料金単価(税込) |
|-------|-------------------|------|----------|
| | | 1kVA | 385.24円 |
| 電力量料金 | 最初の120kWhまで | 1kWh | 18.47円 |
| | 120kWhをこえ300kWhまで | | 21.50円 |
| | 300kWhをこえる分 | | 24.26円 |

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

スタイルプランE-ZERO動力 料金表

| 基本料金 | 単位 | 料金単価(税込) | |
|-------|------|-----------|--------|
| | 1kW | 1,046.94円 | |
| 電力量料金 | 1kWh | 夏季料金 | その他季料金 |
| | | 16.42円 | 14.94円 |

夏季:7月～9月のご使用分に適用

その他季:1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

●スタイルプランE-ZERO動力単体でのお申込みはできません。

【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。